

PI外環沿線協議会 規約

【名称について】

(1) 本会は、「PI外環沿線協議会」(以下「沿線協議会」という)と称する。

【趣旨について】

(2) この規約は、「PI外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」を踏まえ、沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

【目的について】

(3) 沿線協議会は、東京外かく環状道路(関越道~東名高速)(以下「外環」という)について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞き計画づくりに反映するため、パブリック・インボルブメント(PI)方式で話し合うことを目的とする。

【位置づけについて】

(4) 沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線7区市の関係者、地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

【話し合い内容について】

(5) 沿線協議会は、外環計画の必要性の有無(効果と影響)及び、外環計画の内容、その他の必要な事項について話し合いを行う。

【構成について】

(6) 沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、構成員は別紙1の通りとする。

【構成員の任期について】

(7) 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

【事務局について】

(8) 沿線協議会の事務局は、当面、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

【沿線協議会の運営について】

(9) 沿線協議会には、進行役を置く。
沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

【沿線協議会の公開について】

(10) 沿線協議会は、公開するものとする。

【補則について】

(11) この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成14年6月5日から施行する。